

盛岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更（盛岡市決定）

新旧対照表

変更前							変更後						
名称		中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業					名称		中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業				
面積		約 0.8ha					面積		約 0.8ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員（全幅員）	延長	備考	公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員（全幅員）	延長	備考
		幹線道路	3・3・6 向中野安倍館線	約 9.5m (約 19m)	約 100m	都市計画 道路整備 済み			幹線道路	3・3・6 向中野安倍館線	約 9.5m (約 19m)	約 100m	都市計画 道路整備 済み
		区画道路	市道中ノ橋通一丁目1号線	約 4.3m (約 8.6m)	約 100m	既存市道 整備済み			区画道路	市道中ノ橋通一丁目1号線	約 4.3m (約 8.6m)	約 100m	既存市道 整備済み
			市道中ノ橋通一丁目2号線	約 3.0m (約 6.0m)	約 110m	拡幅				市道中ノ橋通一丁目2号線	約 3.0m (約 6.0m)	約 110m	拡幅
			市道中ノ橋通一丁目3号線	約 2.5m (約 5m)	約 50m	既存市道 整備済み				市道中ノ橋通一丁目3号線	約 2.5m (約 5m)	約 50m	既存市道 整備済み
			市道中ノ橋通一丁目八幡町線	約 4.4m (約 8.8m)	約 30m	既存市道 整備済み				市道中ノ橋通一丁目八幡町線	約 4.4m (約 8.8m)	約 30m	既存市道 整備済み
		公園及び緑地	種別	名称	面積	備考			公園及び緑地	種別	名称	面積	備考
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	下水道	公共下水道整備済み					下水道	公共下水道整備済み					
	その他公共施設	名称	面積	備考		その他公共施設	名称	面積	備考				

建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途
	街区	延べ面積 (容積率対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	
西街区	約 3,900 m <sup>2</sup>	約 15,000 m <sup>2</sup> (約 12,000 m <sup>2</sup> )	約 9/10	約 27/10	商業・業務施設、駐車場
東街区	約 750 m <sup>2</sup>	約 8,300 m <sup>2</sup> (約 6,900 m <sup>2</sup> )	約 6/10	約 50/10	住宅、駐車場、商業施設
備考					
<p>●高度利用地区の制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（最低限度） 60/10 以下（20/10 以上）</li> <li>・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 以下</li> </ul> <p>ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築面積の最低限度 200 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・壁面の位置の限度</li> </ul> <p>3・3・6 向中野安倍館線から 2.0m</p> <p>市道中ノ橋通一丁目 2 号線から 2.0m</p>					
建築敷地の整備に関する計画	街区	建築敷地面積	整備計画		
	西街区	約 4,600 m <sup>2</sup>	壁面後退を行い、快適な歩行者空間を確保する		
	東街区	約 1,400 m <sup>2</sup>			
住宅建設の目標		戸数	備考		
		約 80 戸			

建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途
	街区	延べ面積 (容積率対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	
西街区	約 4,100 m <sup>2</sup>	約 15,000 m <sup>2</sup> (約 12,000 m <sup>2</sup> )	約 9/10	約 26/10	商業・業務施設、駐車場
東街区	約 950 m <sup>2</sup>	約 9,900 m <sup>2</sup> (約 8,100 m <sup>2</sup> )	約 6/10	約 55/10	住宅、駐車場、商業施設
備考					
<p>●高度利用地区の制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（最低限度） 60/10 以下（20/10 以上）</li> <li>・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 以下</li> </ul> <p>ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築面積の最低限度 200 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・壁面の位置の限度</li> </ul> <p>3・3・6 向中野安倍館線から 2.0m</p> <p>市道中ノ橋通一丁目 2 号線から 2.0m</p>					
建築敷地の整備に関する計画	街区	建築敷地面積	整備計画		
	西街区	約 4,700 m <sup>2</sup>	壁面後退を行い、快適な歩行者空間を確保する		
	東街区	約 1,500 m <sup>2</sup>			
住宅建設の目標		戸数	備考		
		約 80 戸			